

上尾市公共下水道整備基準

令和7年3月18日
市長決裁

上尾市公共下水道整備基準（平成17年3月30日市長決裁）の一部を次のように改正する。

開発行為等に伴う下水道施設の整備については、法令の定めによるほか、この基準によるものとする。

1 排水方式

分流式とすること。

2 管渠^{きよ}

- (1) 材質は、リブ付硬質塩化ビニル管、硬質塩化ビニル管又はヒューム管とすること。
- (2) 管径は、 $\Phi 200$ ミリメートルを標準とすること。
- (3) 勾配は、5パーミリを標準とすること。
- (4) 市道の埋設管の最小土被りは、1.0メートル以上とすること。ただし、県道及び国道については、市担当者と別途協議すること。
- (5) リブ付硬質塩化ビニル管又は硬質塩化ビニル管のマンホール接続は、マンホール用可とう継手（耐震性を有する構造に限る。）を使用すること。
- (6) 新設の汚水管を布設した後、埋設標識シート（幅150ミリメートル、2倍折込及び茶色のものに限る。）を敷設すること。この場合において、当該埋設標識シートは、原則として管頂から30センチメートルの位置に敷設すること。

3 マンホール

- (1) 最上流マンホールは、0号マンホール又は1号マンホールとすること。
- (2) 中間マンホールは、1号マンホールとすること。
- (3) マンホール鉄蓋は、上尾市型（あげお おすい）とし、T-25荷重仕様を標準とすること。
- (4) 調整モルタル（マンホール調整リングと鉄蓋受枠の隙間を埋めるためのモルタルをいう。）は、無収縮モルタルを使用すること。
- (5) 最上流マンホールのインバートは、同径で最後まで設けること。

- (6) マンホールの足掛け金物は、原則として下流側に設置すること。
- (7) 流入管渠と流出管渠との最小段差は、2センチメートル程度確保すること。

4 取付管

- (1) 材質は、硬質塩化ビニル管とすること。
- (2) 管径は、 $\Phi 125$ ミリメートルを標準とし、可とう性又は伸縮性のある継手を使用すること。
- (3) 取付管の最小土被りは、民地内で0.85メートル以上とし、民地へは長さ0.3メートルまで設置し、塩ビキャップで蓋をすること。
- (4) 支管は、90度可とう支管とすること。
- (5) 取付管の離隔は、他の取付管からは1.0メートル以上、マンホールからは0.5メートル以上を空けること。
- (6) 取付管の勾配は、原則として10パーミリ以上とすること。

5 既設管渠との接続

- (1) 割込マンホールを設置し、既設管との接続部には、可とう継手を使用すること。
- (2) 埋設物等により割込マンホールが設置できない場合又は占用物件との離隔が確保できない場合は、市担当者との協議の上、管径 $\Phi 150$ ミリメートル以上を標準とし、可とう支管で接続すること。

6 基礎及び埋戻し

- (1) リブ付硬質塩化ビニル管の基礎は、砕石基礎（管周りを含む。）と、硬質塩化ビニル管又はヒューム管の基礎（管周りを含む。）は砂基礎とすること。
- (2) 埋戻し材料は、再生砂とすること。
- (3) 掘削底部からの埋戻しの仕上がり厚は、道路占用許可条件書を遵守し、一層ごとに20センチメートル以下とすること。

7 提出書類

- (1) 開発許可申請等の許可を受けた後、速やかに、下水道工事計画確認申請書（第1号様式）を2部提出すること。
- (2) 中間検査に合格した後、速やかに、開発行為等に伴う公共下水道施設の無償譲渡承諾書（第2号様式）を2部（市に道路用地を寄附し、若し

くは市が採納しない場合又は市に道路用地が帰属されない場合にあつては、開発行為等に伴う公共下水道施設の無償譲渡及び土地使用貸借契約の締結についての承諾書（第3号様式）及び土地使用貸借契約書を各2部）提出すること。

8 その他

- (1) 1日の計画排水量が100立方メートルを超える場合には、市担当者と別途協議し、必要に応じて貯留槽を設置すること。
- (2) やむを得ない事情により整備基準を満たせない場合は、市担当者と別途協議すること。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。